

### 第3号被保険者が

#### 特例実施されます

・第3号被保険者（厚生年金保険等に加入している方の被扶養配偶者）の届出の特例が認められます。これまで第3号被保険者の届出が遅れたときには2年前までは遡って第3号被保険者期間となりますが、それ以前の期間は保険料未納の取り扱いとなっていました。今回の改正では、特例の届出をしていただくことにより、2年以上前までの期間も第3号被保険者として取り扱い、将来その分の年金を受け取ることができるようになります。

### 特別障害給付金制度が

#### 始まります

・国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮し、障害基礎年金等を受給していない障害者に対して福祉的措置を講じる観点から給付金の支給を行う制度です。対象者は、平成3年3月以前の国民年金任意加入であった学生、もしくは昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金保険等に加入していた方の配偶者であって、任意加入していなかった期間中に生じた傷病が、現在、障害基礎年金の1級・2級相当の障害の状態にある方です。

請求の受付は、平成17年4月1日から市役所で受付を開始します。給付金の支給は請求書を受付した月の翌月からとなりますので、給付金を請求される方は4月中旬に請求書を提出してください。

・障害認定事務は、過去の状況を確認する必要があるなど非常に時間がかかる場合があります。個々のケースにもよりますが、支給の決定まで数カ月必要となりますので、あらかじめご了承ください。  
 ※収入や年金受給の状況によって支給が制限されることがあります。

### 育児期間中の配慮措置が

#### 拡充されます

① 育児休業期間中の厚生年金保険料免除制度が拡充されます  
 ・ 子供が満1歳に達するまでの育児休業期間中の健康保険・厚生年金保険の保険料免除制度が、子供が満3歳に達するまで延長されます。  
 ・ 再申請および延長については、事業主を通じて社会保険事務所向への届出が必要です。  
 ② 育児をしながら勤務する方への配慮措置が実施されます  
 ・ 3歳未満の子供を養育するための勤務時間短縮によって標準報酬月額が低下した場合は、事業主を通じて社会保険事務

所に届出をすれば、子どもが生まれる前の標準報酬月額のままであったとみなして、将来の年金受取額が低下ないように配慮する措置が創設されます（保険料は増えません）。2年に遡って届出ができますので、平成17年4月以降に該当する期間がある場合は、会社を退職したときも直接、社会保険事務所へ届出をすることができま

### 60歳代前半の

#### 在職老齢年金制度の見直し

・これまで老齢厚生年金を受給している60歳代前半の方が就労して厚生年金保険の被保険者となった場合、年金額が一律に2割支給停止となり、さらに年金額と賃金の額に比べて年金が支給停止されていましたが、一律2割の支給停止が廃止され、年金額と賃金の額に合わせた支給停止のみとなる仕組みに変更されます。  
 ・該当する方には社会保険庁から、金額が改定される旨のお知らせが6月中旬までに通知されます。

#### 問い合わせ

● 国保年金係  
 山口社会保険事務局萩事務所  
 08388-24-2155  
 社会保険庁ホームページ  
<http://www.sia.go.jp/>

### 課税係 課税係 課税係 23-1125

## 4月1日から5月31日まで 固定資産縦覧帳簿を縦覧します

#### 縦覧期間

4/1（金）～5/31（火）

8:30～17:15

※土曜日・日曜日・祝祭日は縦覧できません

#### 縦覧場所

・ 税務課（合併後の市内全地区）

・ 通出張所（通地区のみ）

・ 俵山出張所（俵山地区のみ）

・ 三隅総合支所総務課税務係  
 （三隅地区のみ）

・ 日置総合支所総務課税務係  
 （日置地区のみ）

・ 油谷総合支所総務課税務係  
 （油谷地区のみ）

● 縦覧制度とは  
 納税者が自分の所有する土地・家屋とほかの土地または家屋の価格とを比較して、自分の土地や家屋の評価が適正かどうかを判断できるようにするため、土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、価格が記載されます）、家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格が記載されます）を納税者の方にご覧いただく制度です

● 縦覧できる人  
 固定資産税の納税者またはその同居の親族  
 ・ 共有者（連帯納税義務者）  
 ・ 所有者の相続人  
 ・ 固定資産税の納税管理人  
 ・ 納税者から委任を受けた人  
 ※納税通知書、運転免許証など本人であることを確認できるもの（代理人である場合は、委任状、代理人自身の運転免許証など）が必要です

● 路線価等の公開  
 路線価および標準宅地の位置・価格について公開します  
 ※公開場所は税務課  
 ● 固定資産評価審査委員会への審査申出期間  
 縦覧期間の初日から納税通知書を受け取った日から60日以内



● 問い合わせ  
 固定資産税係